



私たちの図書館を考える会・逗子

ニュースレター



図書館がパブリックサービス社に指定管理されるのではなく直営で運営されることを望みます。

図書館は直営で・・・

条例改正案否決される

2月25日より実施されておりました平成28年第1回定例会の本会議において『図書館条例・全部改正案』が否決となりました。

3月議会に『議案第9号 逗子市立図書館条例の全部改正について 逗子市立図書館について平成29年4月1日から指定管理者制度に移行することに伴い、改正の要あるため提案するもの』が上程されて、3月2日の本会議で『教育民生常任委員会』に付託されました。3月4日の教育民生常任委員会では残念ながら、3対4で図書館の管理を直営から指定管理者にまかせることを可能にする改正案が可決されました。

3月22日の本会議は、10時40分から始まり、冒頭で付託されて教育民生常任委員会より、原案可決の報告がなされました。引き続き、条例案に反対する立場から○長島議員、○高谷議員、○岩室議員、○根本議員が意見を述べました。

●反対意見

指定管理者制度導入の際にはコスト削減、市民サービスの向上が図られることが条件となる。特命で指定管理を受ける予定の㈱パブリックサ

ービス(以下パブリック社)では二点いづれも達成できない。コストメリットが56万円、これで行革といえるのか、また、昨年4月に直営からパブリック社の指定管理に移行した市民交流センターでは14名いたスタッフがほとんど辞め残っているのは3名だけ。指定管理者の運営になっても現在の図書館スタッフをそのまま採用すればいいということだが、人材流出が起これることが予想される。さらにノウハウのないパブリック社では安定的な運営が務まるとは思えない。また、行政と市民で『市民協働』を実現するためには共通認識が必要であり、今のところ時期尚早かと思う等々。

その後、採決に入りました。条例に反対(指定管理者制度導入に反対)した議員

- 岩室議員 ○ 加藤議員
- 勾坂議員 ○ 高野議員
- 高谷議員 ○ 長島議員
- 根本議員 ○ 橋爪議員
- 松本議員

お礼
励ましのメールやお電話を多くの方々からいただきました。チラシ配りをお手伝いしてくださった方々も、皆様、ほんとうにありがとうございました。

以上9名の議員が反対、賛成議員8名、9対8で原案は否決されました。条例が否決されたということは直営で運営されるということです。

神奈川新聞の3月23日付の本会議の結果を知らせる記事の最後に市立図書館の担当者のコメントとして「行財政改革の推進は市の方針として指定管理導入は今後も検討課題になる」という発言が掲載されています。再々度、このような条例が上程されるといふことなのでしょう。この様な条例のもと、指定管理者により図書館が市民の知の拠点としての役割を担えるとは思えません。議会が軽視されているような気がしますが、市長には議会の決定を重く受け止めて欲しいものです。

本会議の結果を伝える神奈川新聞の記事：3月23日朝刊

図書館指定管理ノ

逗子市議会が導入否決

逗子市議会が昨日の本会議で、市立図書館の指定管理について、市立図書館への指定、サービス向上が前提で、指定管理導入の条例改正案を採決した。4日の常任委員会では賛成多数で可決していたが、本会議では反対の過半数で否決された。



会員の広場



アメリカ力の図書館で

会員 S・H

NYの郊外に住んでいたころ、グリーンバーグ図書館で幼児のためのESLクラスがあると聞いて3人の子どもたちを連れて図書館を訪れた。広い子どもスペースの一角に10組くらいの親子が集まっていた。指導者は近くの音楽学校で教師をしているジーン・ハーン、対象は幼稚園前の乳幼児、英語がわからない母子が参加していた。我が家の子どもたちは日本語もおぼつかない。

ジーンは透き通るような声でギターを抱え英語の歌をうたった。チャントやダンスも子どもたちを喜ばせた。親も参加していくうちに親しくなりおぼつかない英語で情報交換をした。図書館には日本語の書籍のコーナーもあって私にとっても大切な場所になった。何よりも同じ状況で苦労している友人が出来たことはいれしい。私は調べることが好きで図書館では自分の世界に没頭するだけだったが、このときにアメリカでは図書館が地域のコミュニティでもあるということを知った。

アメリカの図書館は市民にとって課題解決や生活の支援を担える身近なツールであったように思う。

報告

「返子市立図書館への指定管理者制度導入再考を求める要望書」提出

2月19日

「私たちの図書館を考える会・返子」と「図書館友の会全国連絡会」と連名で、市長、教育長、市議会議員、教育委員長に要望書を提出いたしました。「図書館友の会全国連絡会」は、公立図書館の充実と発展を求めて活動している全国組織です。(株)パブリックサービスへの特命を前提とした指定管理者制度を導入するための「返子市立図書館条例全部修正案」を再考するように、要望し、また指定管理者制度導入の趣旨やアメリカットへの対応策、そして市立図書館の将来像を問うています。2月29日までに回答を願っていました。3月議事が終了後に回答がいただけるとのことです。

■神奈川新聞の「自由の声」欄に掲載された「図書館指定管理なじまず」 福富洋一郎さんの意見。

3月12日

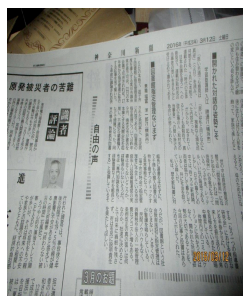
3月5日の地域版で返子市立図書館に指定管理者制度を導入する案が市議会の常任委員会で僅差で可決し、3月22日の本会議で可決されると17年度から指定管理者に移行す

る記事を見て驚いた。2年前にしっかりと議論して否決された条例案と比較してほとんど同じ内容である。

図書館の指定管理に関しては昨年9月に海老名市が、書店を本業とする民間会社を起用して、不適切な蔵書購入などのいわゆるゆるゆる「ツタヤ図書館」問題が発生したことが記憶に新しい。海老名市立中央図書館長は、2年前の佐賀県武雄市では図書館運営には「ド素人」であったと謝罪した。海老名市の教育長は図書館長に選書は任せずに、7000冊もの購入図書現物を1冊ずつチェックをする異常事態になった。

返子市が特命で指定管理者に予定している市出資法人は図書館運営の実績は全くないどころか、経験者もない。市は「専門知識を持ち経験豊富な人材を館長とする」と強調しているそつだ。

図書館という社会教育施設に指定管理はなじまない、と多くの人が警鐘を鳴らしている。会社には民間ノウハウがなく、消費税や一般管理費のコスト増がある。条例改正の本当の狙いは何なのか、拙速に決めることで将来に禍根を残さず、市は市民に説明責任を果たしてほしい。



3・4月活動記録・予定

■ 3月定例会

日時 3月5日(土) 10時～12時

場所 長谷川宅

■ 市議会本会議・代表質問

日時 3月2日～3月3日

■ 市議会教育民生常任委員会

日時 3月4日(木) 10時～

■ 市議会本会議

日時 3月22日(火) 10時

■ 教育委員会3月定例会

日時 3月24日(木) 10時～

場所 市役所5階第5会議室

***** 以上SM

■ 4月定例会

日時 4月2日(土) 10時～

場所 長谷川宅

■ 教育委員会4月定例会

日時 4月13日(水) 10時～

場所 市役所5階会議室(予定)

「ニュースレター」第20号

発行 私たちの図書館を
考える会・返子

発行日 2016年4月1日

責任者 長谷川 静

住所 返子市桜山 4-3-18

電話&ファックス

046-872-3017

私たちの図書館を考える会・返子

ブログ <http://our-lib.seesaa.net>